氷川町介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則

平成28年4月25日

規則第24号

(趣旨)

第1条　この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則における用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条　町長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1)　第1号事業

ア　第１号訪問事業

イ　第1号通所事業

ウ　第1号生活支援事業

エ　第1号介護予防支援事業

(2)　一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

エ　一般介護予防事業評価事業

オ　地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業の実施方法)

第4条　町長は、第1号事業について、町が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

(1)　法第115条の45の3第1項に基づく指定事業者による実施

(2)　法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3)　施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(一般介護予防事業の実施方法)

第5条　町長は、一般介護予防事業について、町が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

(1)　法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(2)　施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(第1号事業支給費の額)

第6条　居宅要支援被保険者等が第4条第1号の指定業者による第1号事業(以下「現行相当第1号事業」という。)を受けたときに、当該第1号事業に要した費用について支給する第1号事業支給費の額は、当該各号に掲げる事業ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「現行相当第1号訪問事業」という。)　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「医療介護総合確保推進法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「介護予防訪問介護」という。)に係る指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「介護予防算定基準」という。)の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額

(2)　第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「現行相当通所事業」という。)医療介護総合確保推進法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)に係る介護予防算定基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額

(3)　第1号介護予防支援事業　指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の100に相当する額

2　前項に定めるもののほか、第1号事業支給費に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る第1号事業支給費)

第7条　法第59条の2本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(以下「一定以上所得者」という。)が受ける第1号事業支給費について、前条第1項第1号及び第2号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(支給限度額)

第8条　居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額(以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。)について同条第1項の規定により算定した額とする。

2　厚生労働省告示で定める基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)が指定第1号事業を利用する場合の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額とする。

(高額介護予防サービス費等相当の支給)

第9条　町長は、現行相当第1号事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を支給するものとする。

2　前項に規定する高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額、その他高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(利用料)

第10条　居宅要支援被保険者等が第1号事業を利用したときの利用料については、当該事業ごとに次の各号に定めるとおりとする。

(1)　現行相当第1号訪問事業　介護予防訪問介護に係る介護予防算定基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額

(2)　現行相当第1号通所事業　介護予防通所介護に係る介護予防算定基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額

(3)　第1号訪問事業(指定事業者により行われるものを除く。)　町長が別に定める額

(4)　第1号通所事業(指定事業者により行われるものを除く。)　町長が別に定める額

(一定以上所得者に係る第1号事業の利用料)

第11条　一定以上所得者に係る第1号事業の利用料について前条の規定を適用する場合においては、前条中「100分の10」とあるのは「100分の20」とする。

(委任)

第12条　この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。